

児童扶養手当

平成22年8月1日から

父子家庭の皆さまにも児童扶養手当が支給されます

ひとり親家族に対する自立を支援するため、従来の母子家庭に加え、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

父子家庭の支給要件

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父が子どもを監護し、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他（母が一年以上遺棄している子ども、母が一年

以上拘禁されている子ども、が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

手当額（月額）

平成22年8月1日（日）～

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決められます。

申請手続き

児童扶養手当を受給するためには、村住民福祉課福祉係

へ申請が必要です。

申請時期

申請手続きに必要なもの

受給資格者および該当する子どもの戸籍謄（抄）本、住民票

■問い合わせ 村住民福祉課
福祉係 ☎49-3113

年金

国民年金保険料の免除制度があります

国民年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。老後に受け取る老齢基礎年金のほか、万が一のときは障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れます。

国民年金（基礎年金）の給付の半分を免除、「4分の1納付」（4分の1納付し、残り4分の3を免除）、「4分の3納付」（4分の3納付し、残り4分の1を免除）があります。

免除期間も年金額に反映

平成22年度の国民年金の保険料は月額15,100円ですが、失業や収入が少ないなどの経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料の全額免除または一部納付（一部免除）の制度があります。ですので申請手続きをしてください。ただし、昨年免除を申請して該当になった方で、申請書の中の「翌年度以降も継続して免除を希望する」欄で「はい」につけた場合は、継続して申請があったものとみなされますので、申請する必要はありません。

免除制度は4段階

保険料の免除制度は、「全額免除」（全額を免除）と「半額納付」（半分納付し、残

りの半分を免除）、「4分の1納付」（4分の1納付し、残り4分の3を免除）、「4分の3納付」（4分の3納付し、残り4分の1を免除）があります。

免除を受けた保険料は後から納付できます

免除や猶予を受けた保険料は、将来、受け取る年金額が少なくならないよう10年前までさかのぼって納めることが出来ます（追納制度）。

免除手続きに必要なもの

- ▼印鑑
- ▼年金手帳、納付書など基礎年金番号が分かるもの
- ▼今年1月以降に転入された方は所得証明書（または源泉徴収票および確定申告書の写し）
- ▼失業を理由とする場合は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し

免除の基準

申請者本人と配偶者、世帯主の前年の所得により審査さ

それ以外には、失業、天災、倒産、事業の廃止などを理由とするときに限られます。

30歳未満の方は「若年者納付猶予制度」の手続きを

30歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されますので手続きをしてください。

■問い合わせ 日本年金機構
白河年金事務所 ☎0248-274161 村住民福祉課住民係 ☎49-3113

免除の基準

免除の種類	月額保険料
全額免除	0円
4分の3免除	3,780円
半額免除	7,550円
4分の1免除	11,330円